

公認会計士・税理士の皆様へ
認定経営革新等支援機関の皆様へ

関与先・お取引先の 「特例承継計画」の提出はお済みですか？

～ 提出期限が延長されました ～
千葉県庁への提出は **令和8年3月31日** 締め切りです！

平成30年1月1日から令和9年12月31日までに行われる非上場株式の贈与・相続については、税制面で優遇されています。
一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予・免除が可能となります。
この制度は、法人版事業承継税制の特例措置と呼ばれます。

特例措置の適用を受けるためには、令和8(2026)年3月31日までに、千葉県庁に「特例承継計画」を提出して、千葉県知事の確認を受けておく必要があります。

「特例措置」について知りたいのですが？

「マニュアル」が公表されています。中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

- 「贈与税・相続税の納税猶予制度」の概要、実際の申請手続きについては…………①
「特例承継計画」の作成については…………②

を参照ください。

- ・出力の方法：中小企業庁HPトップページ 財務サポート ▷ 事業承継 → 事業承継の支援策 ▷ 詳しくはこちら
→ 税制 法人版事業承継税制（特例措置） ※申請マニュアル、申請手続関係書類
1. 申請マニュアル … ①
3. 認定経営革新等支援機関による指導及び助言について … ②

①特例措置の申請マニュアル

経済産業省

-経営承継円滑化法-

申請マニュアル

【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】

令和4年12月改訂版

相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁HPの「相続税・贈与税特集」にも掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

②特例承継計画記載マニュアル

特例承継計画に関する指導及び助言を行う機関における事務について

【令和4年12月改訂版】

中小企業庁 財務課

※本資料は令和4年12月1日時点の法令に基づく情報等で作成されています。

特例承継計画 Q & A

Q 1. 特例措置を受けるためには、「特例承継計画」の提出が必要ですか？

A 1. はい。

特例措置は、令和9(2027)年12月31日までの、時限措置です。

特例措置の適用を受けるためには、**令和8(2026)年3月31日までに、認定支援機関***が指導・助言を行った旨を記載した「特例承継計画」を千葉県に提出し、**千葉県知事の確認を受けておく必要があります。**

* 税理士・公認会計士（法人含む）・金融機関・商工会・商工会議所等のうち、国の認定を受けている機関。

Q 2. 「特例承継計画」を期限までに提出しなかった場合、贈与（相続）税の納税猶予の特例措置の申請はできないということですか？

A 2. はい。特例措置の納税猶予の申請はできません。

その場合は、従来からある一般措置の納税猶予の申請をすることができます。

特例措置は、全株式が対象であり、納税猶予割合も100%まで可能です。
事業承継後5年間平均8割の従業員の雇用維持要件が緩和されるなど、**あらゆる点で、特例措置の方が一般措置よりも有利です。**

したがって、特例措置の適用を受けられるようにしておくことが大切です。

Q 3. 「特例承継計画」の提出をすれば、必ず納税猶予が認められるのですか？

A 3. いいえ。

「特例承継計画」を出したからといって、必ず納税猶予が認められるわけではありません。「特例承継計画」は、特例措置を受けるための事前申請的な位置づけです。別途、自社株式の贈与（相続）時点で、所定の認定要件をすべて満たす必要があります。贈与（相続）後、所定の期間内に申請を行い、千葉県知事の認定を受けた後、所轄税務署に納税猶予の申告を行うことになります。

Q 4. 「特例承継計画」を提出する際のデメリットはありますか？

A 4. ないものと思われます。

特例承継計画を出した後、実際の贈与（相続）時に、納税猶予を利用しなくともかまいません。むしろ、**特例承継計画を出していなかった（話も聞いたことがなかった）などと、後で言われるデメリットの方が大きいでしょう。**

自社株式の評価額が高くなる傾向がある純資産5000万円以上の中小企業については、令和8年3月31日までに「特例承継計画」を提出しておくことをおすすめしましょう。

Q 5. そのほかに留意する点はありますか？

A 5. 早期かつ計画的な事業承継を促すために、特例承継計画の提出期限が前倒しで設定されています。相続の時期はわかりませんので、贈与を前提とした事業承継に関する計画を立てることになります。

特例承継計画を単に提出するだけではなく、**納税猶予の認定要件を踏まえたうえで対策を講じておくことも重要になります。**

例えば、特例措置を受けるためには「後継者は、贈与時点で3年以上継続して役員に就任していること」という認定要件があります。令和9年12月に自社株式の贈与を行い納税猶予を受けるのであれば、遅くとも、令和6年11月末頃迄には、後継者を役員にしておく必要があるということになります。

「特例承継計画」の様式や記載例はどこにありますか？

中小企業庁のホームページからダウンロードします。

(記載例1~3)を参考に、特例承継計画(様式21)を記入し、添付書類を用意します。

出力の方法: 中小企業庁HP トップページ 財務サポート ▷ 事業承継 → 事業承継の支援策 ▷ 詳しくはこちら
→ 税制 法人版事業承継税制(特例措置) ※ 申請マニュアル、申請手続関係書類

- ・特例承継計画(特例認定の申請にあたり必ず提出が必要です)
- ▷ 特例承継計画(様式第21)、(記載例1~3) ▷ 添付書類

＜特例承継計画の見本＞

<p>様式第21</p> <p>施行規則第17条第2項の規定による認証申請者 (特例承継計画)</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 様</p> <p>郵便番号 会社所在地 会社名 電話番号 代表者の氏名</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 会社について 上記の事実内容 資本金又は出資の額 直前使用する社員数の額</p> <p>2. 特例代表者について 特例代表者の氏名 代理権の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (選択日 年 月 日)</p> <p>3. 特例後継者について 特例後継者の氏名 (1) 特例後継者の氏名 (2) 特例後継者の氏名 (3)</p>	<p>4. 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について 株式を承継する時期 (予定) 年 月 ~ 年 月 当該時期までの経営上の課題</p> <p>当該課題への対応</p> <p>5. 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画 実施時期 具体的な実施内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1年目</td><td></td></tr><tr><td>2年目</td><td></td></tr><tr><td>3年目</td><td></td></tr><tr><td>4年目</td><td></td></tr><tr><td>5年目</td><td></td></tr></table>	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		<p>・様式のレイアウト・文字フォントは変更しないで、そのまま使用</p> <p>・(備考)(記載要領)は削除しない</p> <p>(備考) ① 用紙の大きさは、日本用紙規格 A4 とする。 ② 申請者の写し、(印影を含む) 及び施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付する。 ③ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が認種する。 ④ 認定経営革新等支援機関名については、中小企業庁ホームページ等で公表する場合がある。</p> <p>(別紙) 認定経営革新等支援機関による所見等 1. 認定経営革新等支援機関の名前等 認定経営革新等支援機関 ID番号 認定経営革新等支援機関の名称 (機関法人の場合は) 代表者の氏名 住所又は所在地</p> <p>2. 指導・助言を行った年月日 年 月 日</p> <p>3. 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容</p>
1年目												
2年目												
3年目												
4年目												
5年目												

千葉県庁への提出はどうすればよいのですか？

【提出書類】次の2点です。

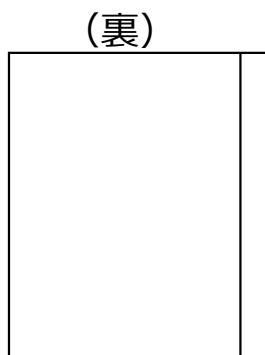
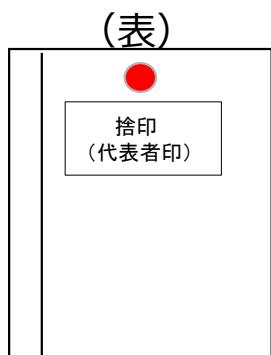
- ① 確認申請書(特例承継計画) ② 履歴事項全部証明書

特例代表者が既に代表者を退任している場合で、②の履歴事項全部証明書に、退任日の記載がない場合は、退任日の記載がある ③ 閉鎖事項証明書も提出下さい。

【提出先】 千葉県商工労働部 経営支援課 (郵送にて受付します)

①の特例承継計画は、次のとおり、所定の書式で、2部作成の上、提出して下さい。

特例承継計画 (様式第21)



- ①申請書は原本2部(正、副)
本文～別紙までを袋綴じ
代表者印・認定支援機関印・割印不要
1枚目上部に捺印(代表者印)のみで可
- ②(③)の添付書類は1部で可
- 提出は郵送が原則
返送先を明記し、切手貼付の返信用封筒を同封(レターパックが望ましい)

照会・相談窓口・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県商工労働部 経営支援課
TEL 043-223-2712 FAX 043-227-4757
(月曜～木曜日の午前9時から午後5時まで)